

平成20年10月1日

総合評価落札方式の実施について

本市が発注する建設工事において地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札を、次のとおり実施します。

1 対象工事

平成20年10月以降に本市が発注する工事のうち、本店が柏市内にある業者を対象とする1千万円以上の案件で、工事の品質を確保するため、入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められるもの

2 総合評価落札方式の型式

市町村向け簡易型（特別簡易型）により実施します。

3 落札者の決定方法

入札者の施工能力及び配置予定技術者の施工能力を勘案し、次に掲げる計算式（除算方式）により評価値を算出し、評価値の最も高い者を落札者とします。

$$\text{評価値} = [(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札金額}] \times 10,000,000$$

標準点：100点

加算点：次項（4項）に定める評価項目・評価点のとおり

4 評価項目・評価点

評価項目			点数
業者の施工能力	当該業種の工事成績の平均 （3年前の年度の検査分～前年度の検査分）	75点以上	2
		70点以上75点未満	1
		65点以上70点未満	0
	点数なし		
	JVの案件の工事成績は、その構成員の工事成績とみなす。	上記にかかわらず、前年度に65点未満あり	-1
		65点未満	-2
優良工事の表彰 （3年前の年度～当年度） 当年度は、表彰後に対象	あり	1	
	なし	0	

	指名停止 (指名停止の開始日が、3年前の年度～当年度) 当年度は、指名停止後に対象2回以上指名停止の措置がなされた場合は、加算して適用	3か月以上	- 2
		3か月未満	- 1
		なし	0
	I S O 9 0 0 1の認証取得 (公告日現在)	あり	1
		なし	0
配置予定技術者の施工能力 土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・ほ装工事・造園工事・鋼構造物工事のみ 1	監理技術者又は主任技術者の保有資格 「1級の技術者」を配置するとの申請で落札した後、技術者の変更を希望するときは、別の「1級の技術者」のみ承認	1級の技術者（施工管理技士・建築士・技術士・大臣特別認定者）	2
		上記以外	0

注：類似の実績・技術者の要件は、失格要件として、従前どおり審査する。

- 1 その他の業種（塗装工事・防水工事・水道施設工事など）は、1級の技術者でなくとも監理技術者として配置できるため、当該業種においては項目として採用しない。